

記入例
消えるボールペンでは
書かないでください。

婚姻届

令和 5 年 8 月 8 日 届出

届出した日が
婚姻日となります

秋田県横手市 長 殿

受理 令和 年 月 日		発送 令和 年 月 日	
第 号		長印	
送付 令和 年 月 日			
第 号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
附 票		住民票	通 知

※成年の証人が二人必要です。

証 人		
署 名 (※押印は任意)	横手 太 (印)	秋田 久 (印)
	昭和 42 年 2 月 25 日	昭和 43 年 8 月 6 日
住 所	秋田県横手市中央町	秋田県秋田市山王一丁目
	8 番地 2 号	1 番地 1 号
本 籍	秋田県横手市前郷字下三枚橋	秋田県大館市中城
	269 番地 番	20 番地 番

(フリガナ) 氏 名	夫 になる 人 ヨ コ テ タ ロ ウ 氏 名 横 手 太 郎		妻 になる 人 ア キ タ ハ ナ コ 氏 名 秋 田 花 子	
	生 年 月 日 平成 2 年 12 月 25 日		生 年 月 日 平成 5 年 3 月 17 日	
住 所 (住民登録をしているところ)	秋田県横手市中央町 8 番地 2 号		秋田県秋田市山王一丁目 1 番地 1 号	
	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください)		秋田県横手市前郷字下三枚橋 269 番地 番	
父 母 の 氏 名 父 母 の 続 き 柄 (他の養父母はその他の欄に書いてください)	夫の父 横手 太	続 き 柄 長 男	妻の父 秋田 久	続 き 柄 二 女
	養父 養母	続 き 柄 養 子	養父 養母	続 き 柄 養 女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑ 夫の氏 新本籍(左の□の氏の人が既に戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 秋田県横手市前郷字下三枚橋269 番地 番			
同居を始めたとき	令和 5 年 8 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
初婚・再婚の別	☐初婚 再婚 (☐死別 ☑離別 令和3 年 2 月 24 日) ☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)			
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 レ 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		
	夫 妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯		
夫 妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫 妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
夫 妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	夫 妻	6. 仕事をしている者のいない世帯		
夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業			
その他				
届出人署名 (※押印は任意)	夫 横手 太郎 (印)		妻 秋田 花子 (印)	
事件簿番号				

住所の異動がある場合は、婚姻届とは別に、住所異動届出が必要です。住所の異動届出は平日のみ受付しております。
※婚姻届だけでは住所異動をしたことになりませんので、必ず手続きをしてください。

男女ともに満18歳以上でなければ婚姻できません。

場所によっては住所と同一地番へ置くことができない場合もあります。
日付は不要です。

5年ごとの国勢調査の年度に届出する場合のみ記入します。
令和7年度、令和12年度、...

日中連絡可能な電話番号を記入してください。

連絡先
電話 (090)xxxx-xxxx 番
自宅・勤務先(携帯)

必ずどちらかに
チェックしてください。

(印) (印)
横手 太郎
秋田 花子

印を押さない場合は、氏名を自署してください。

署名は婚姻前の氏で記入してください。